

## 肝炎ウイルスの感染リスク

B型・C型肝炎ウイルスの感染リスクは以下のとおりです。該当する方は検査を受けましょう。

※感染リスクの発生後に肝炎ウイルス検査を受けたことがある場合、新たな感染リスクが生じない限り再度検査を受ける必要はありません。

- 平成6年以前に製造されたフィブリノゲン製剤の投与を受けた（又は投与された可能性がある）
  - 妊娠中又は出産時に大量の出血があった
  - 大量に出血するような手術を受けた
  - 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
  - がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
  - 特殊な腎結石・胆石除去法（結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法）、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの付着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた
- 非加熱血液凝固因子製剤の投与を受けた（又は投与された可能性がある）
  - 新生児出血症（新生児メレナ、ビタミンK欠乏症等）の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた
  - 肝硬変や劇症肝炎で入院し、出血が著しかった
  - 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患により大量の下血があった
  - 大量に出血するような手術を受けた（出産時の大量出血を含む）
- 平成4年（1992年）以前に輸血を受けた
- 臓器移植を受けた
- 針刺し事故を起こした
- 感染している人と注射器・注射針を共用した（集団予防接種を含む）
- 感染している人に使用した後、適切な消毒を行っていない器具で入れ墨を入れた、又はピアスの穴をあけた
- 感染している人の血液を傷のある手で触った
- 感染している人の血液が付着したカミソリや歯ブラシを使用した
- 感染している人と性行為を行った（ただし、C型肝炎ウイルスの性行為感染はほとんどない）
- 感染している母親から生まれた（ただし、B型肝炎ウイルスに感染している母親から生まれた子に対して適切な母子感染予防措置を講じた場合、子へ感染することはほとんどない。また、C型肝炎ウイルスの母子感染はほとんどない）
- 長期の血液透析を受けている
- 薬物を乱用したことがある
- 健康診断等の肝機能検査で異常を指摘されたのち、一度も肝炎ウイルス検査を受けたことがない